

答申第1051号  
令和4年12月21日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕

答申

神戸市個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づき、令和4年12月14日付け神  
家第4700号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新生児育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、世界情勢を背景に物価が高騰する中、  
新生児1人につき5万円の給付を行う新生児育て世帯への緊急支援給付金事業を実  
施するにあたり、視覚障害者に点字による案内を行うため、障害者更生相談所が保有  
する視覚障害者情報を収集することは、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公  
益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄する等、  
個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

新生児子育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙  
答申 1051

◎ : 条例第7条第3項に該当する情報

◎ 【視覚障害者に関する情報】

住記個人番号

福祉個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

答申第1052号

令和4年12月21日

5

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年12月9日付け神行住第2131号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新生児育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う

住民基本台帳情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、世界情勢を背景に物価が高騰する中、新生児1人につき5万円の給付を行う新生児育て世帯への緊急支援給付金事業を実施するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化及び迅速な支給が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

新生児育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 1052

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

版数

世帯番号

住民種別 CD

住民状態 CD

漢字氏名

漢字氏名カナ

AL 氏名

AL 氏名カナ

通称名

通称名カナ

性別 CD

生年月日

住所・方書

郵便番号

世帯主氏名カナ

世帯主氏名

事実上の世帯主氏名

続柄 CD

住民年月日

本来の住民日

DV フラグ

DV 申請年月日

DV 決定年月日

DV 終了年月日

答申第1053号  
令和4年12月21日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年12月9日付け神福障更第687号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

新生児育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、世界情勢を背景に物価が高騰する中、新生児1人につき5万円の給付を行う新生児育て世帯への緊急支援給付金事業を実施するにあたり、対象者に対する点字による案内を行うために福祉局障害者更生相談所が保有する視覚障害者情報を利用することは、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

新生児子育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 1053

【視覚障害者に関する情報】

住記個人番号

福祉個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

答申第1054号  
令和4年12月21日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



## 答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年12月14日付け神家第4700号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

### 記

#### 新生児育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う 児童手当情報の利用について (条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、世界情勢を背景に物価が高騰する中、新生児1人につき5万円の給付を行う新生児育て世帯への緊急支援給付金事業を実施するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有する児童手当情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化及び迅速な支給が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

新生児子育て世帯への緊急支援給付金事業の実施に伴う

児童手当情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙

答申 1054

【児童手当受給者情報】

○受給者に関する情報

事業コード

認定番号

住基個人番号

履歴番号

福祉個人番号

福祉履歴番号

行政区

漢字氏名

カナ氏名

外字属性

生年月日

分室区分

郵便番号

住所・方書

処理ステータス

資格喪失日

他区転出日

支給開始年月

DV区分

DV該当年月日

DV解除年月日

○対象児童に関する情報

事業コード

住基個人番号

履歴番号

福祉個人番号

福祉履歴番号

漢字氏名

カナ氏名

郵便番号

住所・方書

生年月日

対象開始年月

対象終了年月

要件終了年月

処理ステータス

DV区分

DV該当年月日

DV解除年月日

同居区分

○支払実績情報

事業コード

年月

無効区分

総児童数

金額

○振込口座情報

金融機関コード

金融機関名

支店コード

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人